(15) 広報ひろの

広野町国民健康保険の概要及び制度改正のお知らせ

広野町国民健康保険の概要

国保加入状況(H18.11 月末現在)

比率 33.61% 人口割:5,603 人に対し 1,883 人が加入 世帯割:1,833 世帯に対し 963 世帯が加入 比率 52.54%

2 国保加入区分

・一般被保険者 1,024 人 ・退職被保険者 363 人 ・老人受給者 496 人 合 計 1,883人

3 国保加入者の医療費の動向(H17.3 ~ H18.2 診療月費用額実績)※

•一般被保険者 ※ 256,624,693 円 (総費用額)

> (一人当たりの費用額) 254.840 円 県内4位

(総費用額) ・退職被保険者 ※ 155,640,040 円

> 470,212 円 (一人当たりの費用額) 県内2位

・老人受給者 ※ (総費用額) 480.740.010 円

> (一人当たりの費用額) 919.196 円 県内1位

合 計 (総費用額) 893,004,743 円

> 479,852 円 (一人当たりの費用額) 県内1位

一人当たりの費用額は県内で最も高く、特に老人受給者の費用額が非常に高くなっている。

※費 用 額 医療行為に要した費用であり、自己負担分と保険者(広野町)負担分の合算額

※一般被保険者 退職・老人以外の0歳から74歳までの加入者

※退職被保険者 通算20年以上社会保険等に加入若しくは40歳に達した月以後から社会保険等に10年以上加入し ていた者及びその扶養者。

※老人受給者 75歳以上の加入者及び65歳以上75歳未満で一定の障害認定を受けている者。

4 国保加入者における疾病分類(H17.5 月診療分より)

第1位 循環器系の疾患(高血圧症、脳梗塞、脳内出血、虚血性心疾患等) 39.25%

第2位 尿路性器系の疾患(腎不全、前立腺肥大症等) 9.77%

第3位 精神及び行動の障害 9.75%

その他 41.23%

循環器系の疾患が突出している。内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の蓄積から生 活習慣病(糖尿病・脳卒中・高脂血症・高血圧・心臓病・肥満)へ移行、それが重症化している と考えられる。

生活習慣病は、食事コントロールや無理のない運動を習慣づけることにより防げます。

健康づくりは、先ずは自身の健康管理から

◆ 乳幼児・児童医療費無料化について(平成19年4月診療分から)◆

平成19年4月診療分から次のとおりに変更になります。

- 1 社会保険加入の乳幼児医療費は現在、一旦医療機関で自己負担分を支払った後、申請により その負担分を償還。その手続きを省略し、医療機関での自己負担分を無料化します。
- 2 国保・社会保険を問わず、年令6歳から12歳(中学校入学前)まで引き上げます。
- 3 社会保険加入の乳幼児医療窓口無料化対象医療機関は、双葉郡内の全医療機関及びいわき市 の医療機関の一部。なお、いわき市の医療機関については、随時拡大に努めます。 なお、国保加入の場合は、県内全ての医療機関が対象となります。
- 4 医療費とは全ての医療行為に係る費用であり、入院・外来等を問いません。
- 5 社会保険加入の乳幼児・児童医療費の窓口無料については、高額療養費の世帯合算の対象と ならない 21,000 円未満となります。21,000 円を超えた場合は、従来どおりの申請により助成 を行います。

※なお、不明な点がありましたら、町民保健グループまでご連絡下さい。☎27 - 2113(直通)

税務グループからのお知らせ

今から準備をお願いします!

平成19年1月1日から12月31日までの1年間の農業に関する 領収書や出荷伝票など、収入・支出の分かる書類は必ず保存し てください。

平成20年2月の確定申告から、 農業所得簡易計算(農業所得標準)が廃止されます!

今後は、 収支計

による申告が 必要となります。

収支計算とは 🖉

収支計算を行うには 🖉

農業所得の計算は、他の事業所得と同様に、 収入金額から必要経費を差し引いて所得金額を 算定する収支計算が原則です。

収入金額 一 必要経費 = 所得金額

収入金額の分かる書類と必要経費の分かる書類 から日々記録し、それを科目(収入、肥料費、農 薬費など)ごとに1年間の集計を行い、これらに 関する書類を保存する必要があります。

収入や経費の金額が 分かる書類をきちんと保存し、 記録することが必要です。



〈収入金額の分かる書類〉

……出荷伝票、納品書(控)、仕切書など 〈必要経費の分かる書類〉

……請求書、納品書、領収書など

このほかに、販売代金の入金や肥料代金など が引き落とされる口座の通帳や、農産物の出荷 や購買代金の明細書なども必要です。

■お問い合わせ先■

広野町役場税務グループ ●27-4160

平成19年度から下記の税金について、 郵便局の口座振替が可能となりました。

- 町県民税(普通徴収分)
- ●固定資産税

● 軽白動車税

■国民健康保険税

ご利用の際には、自動払込利用申込書を郵便局に提出してください。 申込書は、役場税務グループ及び郵便局の窓口にあります。

なお、平成19年4月から郵便局口座振替をご利用される方は、申込書を 平成19年3月16日(金)まで提出してください。